

2019年7月2日

2019年定時総代会議事録

住友生命保険相互会社

2019年定時総代会議事録

1. 日時 2019年7月2日（火）午前10時30分から午前11時57分

2. 場所 大阪市中央区城見1丁目4番1号
ホテルニューオータニ大阪

3. 出席取締役および執行役

a. 取締役 11名中、出席取締役 11名

出席者 佐藤義雄、橋本雅博、本城正哉、篠原秀典、藤戸方人、山下徹、
矢吹公敏、金和明、森公高、片山登志子、岡正晶

b. 執行役* 11名中、出席執行役 11名 ※取締役兼務者は取締役として記載

出席者 松本英晴、長瀧研一、古河久人、河野伸三、角英幸、酒井真史、
栄森剛志、松本巖、高田幸徳、北越浩和、日下和彦

4. 出席総代数

総代総数 180名

出席総代数 180名（議決権行使書による出席10名を含む）

5. 議事の経過の要領及びその結果

午前10時30分、執行役社長橋本雅博は、定款第18条の規定により議長となり開会を宣した。

続いて、議長は、本日出席した総代数は本総代会のすべての議案の決議に必要な法令および定款上の定足数を充足している旨を述べた後、社員の代表である総代の数を適正とする考え方、総代の選出方法および総代の構成と社員全体の構成との対比について報告した。

a. 監査報告

議長から監査委員会に監査報告を求めたところ、監査委員長金和明は、2018年度における取締役および執行役の職務執行についての監査結果は監査報告書謄本に記載のとおり、事業報告およびその附属明細書については法令および定款に従い会社の状況を正しく示していると認められる旨、取締役および執行役の職務の執行、内部統制システムの構築・運用状況について指摘すべき事項はない旨、計算書類およびその附属明細書ならびに連結計算書類の監査結果について会計監査人の監査の方法および結果は相当であると認められる旨を報告した。

また、本総代会に提出された議案および書類について、いずれも法令、定款に適合しており、特に指摘すべき事項はない旨を報告した。

b. 「2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書、連結計算書類

ならびに会計監査人および監査委員会の連結計算書類監査結果報告の件」

議長は、2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告を行う旨、連結計算書類監査結果について、会計監査人の監査結果は連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書副本に記載のとおりであり、監査委員会の監査結果は監査委員会の監査報告のとおりである旨を報告した上で、2018年度事業報告、貸借対照表、損益計算書、基金等変動計算書および連結計算書類について、ナレーションにより報告した。また、2019年度の取組方針（対処すべき課題）について、議長から報告した。

c. 「審議員会審議事項報告の件」

議長は、審議員会審議事項について内容を報告した。

また、2019年のご契約者懇談会の開催状況についてもあわせて報告した。

議長は、決議事項の各議案について一括して上程する旨を述べ、各議案の内容を説明した。

d. 決議事項の議案の説明

(1) 第1号議案 「2018年度剰余金処分案承認の件」

議長は、2018年度剰余金処分案について、別紙1のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(2) 第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、2018年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、別紙2のとおりとしたい旨を述べ、その概要を説明した。

(3) 第3号議案 「総代選出細則一部変更の件」

議長は、総代選出細則の一部について別紙3の内容のとおり変更したい旨を述べ、その趣旨および理由を次のとおり説明した。

ア. 信任投票に関する事項

- ①. 投票について、電磁的方法により行うことができる旨を規定する。
- ②. 投票結果について、総代候補者選考委員会が確認方法を定めることを規定する。
- ③. 投票の記録について、総代候補者選考委員会が保存方法を定めることを規定する。
- ④. 投票管理委員について、総代候補者選考委員会の議長が必要に応じ委嘱を行うこととする観点から、「委嘱する。」としている現行の規定を「委嘱することができる。」に変更する。

イ. 総代候補者選考委員会の決議に関する事項

- ①. 総代候補者選考委員会において、総代候補者選考に関して必要となる事項についても決議の対象であることを明確にする。

②. ①の変更に伴い、一部規定について表現の修正を行う。

(4) 第4号議案 「審議員12名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって審議員全員の任期が満了することに伴い、審議員12名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として安藤隆春、泉本小夜子、岩沙弘道、牛尾奈緒美、江川昌史、國部毅、見城美枝子、玉木林太郎、土居丈朗、十倉雅和、名和高司および松澤佑次を指名した。

(5) 第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、本総代会終結の時をもって取締役全員が任期満了により退任することに伴い、取締役11名を選任願いたい旨を述べ、その候補者として佐藤義雄、橋本雅博、篠原秀典、藤戸方人、長瀧研一、山下徹、釜和明、森公高、片山登志子、岡正晶および山本謙三を指名した（山下徹、釜和明、森公高、片山登志子、岡正晶および山本謙三は社外取締役候補者）。

次に、議長は、報告事項および決議事項についての質問および動議を含めた審議に関するすべての発言を受けた後、決議事項について採決のみをとる方式にしたい旨を述べ、これを議場に諮ったところ、満場異議なく承認した。

e. 質疑応答

事前に寄せられた質問および席上でなされた質問について、それぞれ議長または議長が指名する担当執行役から回答した。質問内容は次のとおりである。

「事前質問」・『中期経営計画振り返りにおける開示内容について』

『大規模災害への備えについて』
『不妊治療保険の開発について』
『子育て世帯への保険について』
『法人向け商品の対応について』
『緩和ケアに係る自宅療養費等の保障について』
『高齢社会における今後の取組みについて』

「当日質問」・『“住友生命「Vitality」”のプロモーションについて』

『保険金等の請求手続きについて』

f. 決議事項の議案の採決

(1) 第1号議案 「2018年度剰余金処分案承認の件」

議長は、2018年度剰余金処分案について、議場に諮ったところ、満場異議なく

原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 179名）。

（2）第2号議案 「社員配当金割当ての件」

議長は、2018年度決算に基づく社員配当金の割当てについて、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 179名）。

（3）第3号議案 「総代選出細則一部変更の件」

議長は、総代選出細則の一部変更について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 179名）。

（4）第4号議案 「審議員12名選任の件」

議長は、審議員12名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 179名）。

（5）第5号議案 「取締役11名選任の件」

議長は、取締役11名選任について、議場に諮ったところ、満場異議なく原案どおり承認可決した（議決権行使書による行使を含め、議決権行使総代数 179名）。なお、各人からはそれぞれ就任承諾を得ている。

以上をもって本総代会の議事を全部終了したので、議長は午前11時57分閉会を宣した。

2018年度(2018年4月1日から2019年3月31日まで) 剰余金処分案

(単位:円)

科 目	金 額
当 期 未 処 分 剰 余 金	59,141,859,385
剰 余 金 処 分 額	59,141,859,385
社 員 配 当 準 備 金	50,285,145,348
差 引 純 剰 余 金	8,856,714,037
損 失 填 補 準 備 金	200,000,000
基 金 利 息	556,714,037
任 意 積 立 金	8,100,000,000
基 金 償 却 準 備 金	7,400,000,000
社会及び契約者福祉増進基金	700,000,000

社員配当金割当ての件

社員配当金は、資産運用、死亡率その他の発生率、事業費などについての予定と実績との間で生じた剩余に基づき、ご契約の種類、金額、経過期間などに応じて割り当てます。

2018年度決算に基づき、約款の規定により割り当てる社員配当金は次のとおりといたしたいと存じます。

1. 個人保険および個人年金保険

a. 3年ごと配当契約 [販売名称：プライムフィット・ライブワン・Qパック]

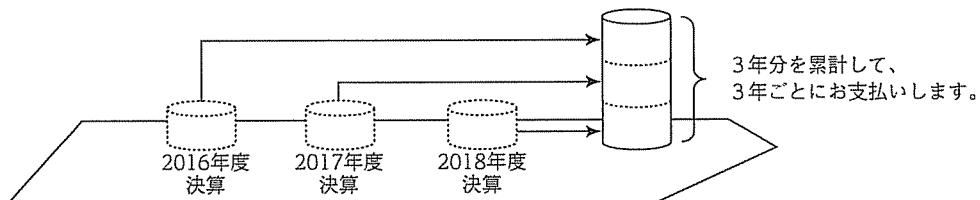
契約ごとに以下の項目（①、②）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	直前の3年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2018年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表2） ○災害・疾病特約 契約日から経過6年以降の3年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表3）

(注)「3年ごと応当日」とは契約日の3年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

<ご参考：3年ごと配当契約における利差益配当のイメージ>

(2016年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、3年ごと配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

b. 5年ごと利差配当契約

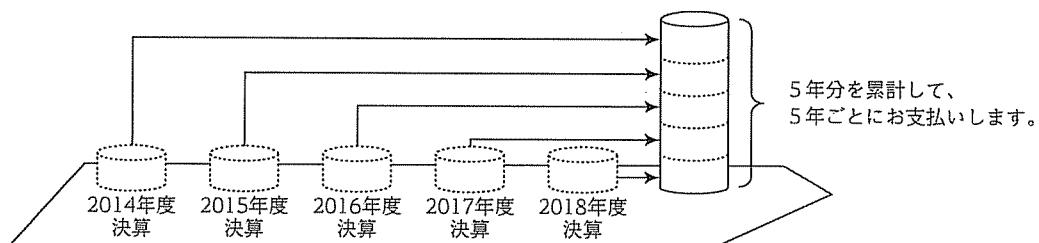
契約ごとに以下の項目(①、②)の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	直前の5年ごと応当日以降の各保険年度に対して、次の計算式による金額の累計を基準とした金額 計算式：責任準備金 × 各決算年度に基づく利差益配当率 (2018年度決算に基づく利差益配当率は別表1)
②長期継続配当	○定期保険特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の定期保険特約等について、次の計算式による金額 計算式：保険料（年額）× 長期継続配当率（別表4） ○災害・疾病特約等 契約日から経過10年以降の5年ごと応当日を迎える保険契約の災害・疾病特約等について、次の計算式による金額 計算式：入院給付日額 × 長期継続配当率（別表5）

(注)「5年ごと応当日」とは契約日の5年ごとの年単位の応当日など、約款に定める日を指します。

＜ご参考：5年ごと利差配当契約における利差益配当のイメージ＞

(2014年度契約の例)



(注) ご参考につきましては、5年ごと利差配当契約における利差益配当の仕組みを説明した参考資料であり、決議の対象ではありません。

c. 毎年配当契約

契約ごとに以下の項目（①～④）の合計額とします。ただし、合計額がマイナスとなる場合は0円とします。

項目	計算方法
①利差益配当	責任準備金 × 利差益配当率（別表1）
②死差益配当	危険保険金 × 死差益配当率（別表6）
③費差益配当	保険金 × 費差益配当率（別表7）
④災害・疾病特約配当	特約保険金・入院給付日額 × 災害・疾病特約配当率（別表8）

2. 団体保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
団体定期保険・総合福祉 団体定期保険 団体信用生命保険・消費者信用 団体生命保険 団体3大疾病保障保険	死差益 × 配当率（別表9）
団体終身保険・心身障害者扶養者生命保険	0円

3. 団体年金保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保険種類	計算方法
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 拠出型企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02)	一般勘定部分の責任準備金 × 配当率（別表10）
確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 新確定拠出年金保険（単位保険別利率設定型） 確定給付企業年金保険	0円

4. 財形保険および財形年金保険

社員配当金は0円とします。

5. 医療保障保険

契約ごとに以下のとおり計算した金額とします。

保 険 種 類	計 算 方 法
医療保障保険（個人型）	次の①、②の合計額 ①死亡保険金 × 配当率（別表11） ②入院給付日額 × 配当率（別表11）
医療保障保険（団体型）	死差益 × 配当率（別表11）

前年度から繰り越された社員配当準備金に、当年度剰余金から繰り入れた社員配当準備金を加えた額のうち、上記の割当てを行った残額は、次年度に繰り越します。

別表1

利 差 益 配 当 率 表

保 険 種 類	配 当 率
予定利率1%未満の保険種類	1. 20% - 予定利率
予定利率1%以上2%以下の保険種類	5年ごと利差配当付生存保障 重視型個人年金保険(14)以外 1. 60% - 予定利率
	5年ごと利差配当付生存保障 重視型個人年金保険(14) 1. 35% - 予定利率
予定利率2%超の保険種類	1. 15% - 予定利率

ただし、下記の保険種類については以下のとおりとします。

保 険 種 類	対 象 契 約	配 当 率
毎期精算配当付自由保険 5年ごと利差配当付自由保険	1995年9月1日以降の 保険料一時払契約*	0%
新個人年金保険 個人年金保険(93) 5年ごと利差配当付個人年金保険 5年ごと利差配当付生存保障重視型 個人年金保険	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約*	0%
予定利率変動型5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)* 予定利率変動型5年ごと利差配当付終身保険(一時払い)*		0%
5年ごと利差配当付指定通貨建終身保険(一時払い)		0%
終身保険 5年ごと利差配当付終身保険 連生終身保険 5年ごと利差配当付連生終身保険 特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付特定疾病保障終身保険 5年ごと利差配当付介護年金保障定期保険 5年ごと利差配当付介護年金保障終身保険 5年ごと利差配当付限定告知型終身保険 5年ごと利差配当付終身保険(一時払い) 5年ごと利差配当付遞増終身保険(一時払い)	1998年7月2日以降の 保険料一時払契約	0%
一時払退職後終身保険	1999年4月2日以降の 保険料一時払契約	0%

- (注) 1. 5年ごと利差配当契約および3年ごと配当契約の場合、上表は2018年度決算に基づく利差益配当率を示しています。
 2. 特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の場合、利差益配当率を乗じる責任準備金はこれらの特約を付加していない契約と同じものとします。
 3. 上記にかかわらず、5年ごと利差配当付医療定期保険および5年ごと利差配当付医療終身保険、5年ごと利差配当付指定通貨建個人年金保険(一時払い)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立終身保険(第1保険期間)、最低保証利率付3年ごと利率変動型積立保険、変額保険(有期型)および変額保険(終身型)(払済保険および延長保険を除きます。)、最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)(付加された夫婦年金移行特約を含みます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)および新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(定額払済年金保険を除きます。)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)、定額年金支払移行特約、家族定期保険特約(子型)ならびに介護終身保障特別移行特約(終身保険特約の一時払いからの移行の場合)の利差益配当は0円とします。

- * 配当金により保険金を買い増す場合の買増部分および年金支払いに移行した部分を含みます。
 ただし、年金支払特約については、1998年7月2日以降に付加された場合とします。

別表2

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

(保険料（年額）について)

保険種類	対象契約	契約年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 遞減定期保険特約 保険料特別払込遞減定期保険特約 収入保障特約 介護収入保障特約・介護遞減定期保険特約 介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	経過12年の契約	男性 女性	5.0% 3.0%	5.0% 3.0%	14.0% 8.0%	23.0% 15.0%	31.0% 17.0%	31.0% 19.0%
		経過15年の契約	男性 女性	5.5% 3.5%	5.5% 3.5%	17.0% 11.0%	28.5% 20.5%	36.5% 22.5%	36.5% 24.5%
		2007年4月2日以後	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	12.0% 4.0%	20.0% 6.0%	20.0% 8.0%
		2013年4月1日以前	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	12.0% 4.0%	20.0% 6.0%	20.0% 8.0%
	2013年4月2日以後	経過6年の契約	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	12.0% 4.0%	20.0% 6.0%	20.0% 8.0%
		経過9年の契約	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	12.0% 4.0%	20.0% 6.0%	20.0% 8.0%
		経過6年の契約	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	12.0% 4.0%	20.0% 6.0%	20.0% 8.0%
		経過12年の契約	男性 女性	9.0% 9.0%	9.0% 9.0%	18.0% 14.0%	25.0% 21.0%	31.0% 21.0%	27.0% 23.0%
		経過15年の契約	男性 女性	11.5% 12.5%	11.5% 12.5%	23.0% 20.0%	32.5% 29.5%	38.5% 29.5%	32.5% 22.5%
		2007年4月2日以後	男性 女性	8.0% 8.0%	8.0% 8.0%	12.0% 8.0%	14.0% 10.0%	20.0% 10.0%	16.0% 12.0%
新介護収入保障特約 新介護遞減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2013年4月1日以前	経過9年の契約	男性 女性	20.0% 26.0%	20.0% 26.0%	24.0% 26.0%	26.0% 28.0%	32.0% 28.0%	16.0% 30.0%
		2013年4月2日以後	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	10.0% 4.0%	16.0% 4.0%	16.0% 6.0%
		経過6年の契約	男性 女性	8.0% 8.0%	8.0% 8.0%	12.0% 8.0%	14.0% 10.0%	20.0% 10.0%	16.0% 12.0%
		経過12年の契約	男性 女性	9.0% 9.0%	9.0% 9.0%	18.0% 14.0%	25.0% 21.0%	31.0% 21.0%	27.0% 23.0%
	2007年4月1日以後	経過15年の契約	男性 女性	11.5% 12.5%	11.5% 12.5%	23.0% 20.0%	32.5% 29.5%	38.5% 29.5%	32.5% 22.5%
		経過6年の契約	男性 女性	8.0% 8.0%	8.0% 8.0%	12.0% 8.0%	14.0% 10.0%	20.0% 10.0%	16.0% 12.0%
		経過9年の契約	男性 女性	20.0% 26.0%	20.0% 26.0%	24.0% 26.0%	26.0% 28.0%	32.0% 28.0%	16.0% 30.0%
		2013年4月1日以前	男性 女性	4.0% 2.0%	4.0% 2.0%	8.0% 2.0%	10.0% 4.0%	16.0% 4.0%	16.0% 6.0%
		経過6年の契約	男性 女性	8.0% 8.0%	8.0% 8.0%	12.0% 8.0%	14.0% 10.0%	20.0% 10.0%	16.0% 12.0%
		経過12年の契約	男性 女性	9.0% 9.0%	9.0% 9.0%	18.0% 14.0%	25.0% 21.0%	31.0% 21.0%	27.0% 23.0%
特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過15年の契約	男性 女性	4.75% 0.75%	8.50% 4.50%	14.25% 8.25%	16.25% 8.25%	16.25% 8.25%	16.25% 10.25%
		経過6年の契約	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
		経過9年の契約	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
		2013年4月1日以前	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
	2013年4月2日以後	経過6年の契約	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
		経過12年の契約	男性 女性	— —	4.50% 0.50%	7.00% 3.00%	11.50% 5.50%	13.50% 5.50%	13.50% 7.50%
		経過15年の契約	男性 女性	— —	4.75% 0.75%	8.50% 4.50%	14.25% 8.25%	16.25% 8.25%	16.25% 10.25%
		経過6年の契約	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
		経過9年の契約	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%
		2013年4月2日以後	男性 女性	— —	4.00% 0.00%	4.00% 0.00%	6.00% 0.00%	8.00% 0.00%	8.00% 2.00%

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。

2. 保険料（年額）とは、払込方法（回数）に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料（年額）の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は合まないものとし、保険料割引制度（保険料の高額割引制度を含みます。）が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度（保障見直し制度を含みます。）で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は合まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。

3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。

4. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約（配偶者型）については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とします。

5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。

6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。

7. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表3

3年ごと配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約）（例示）

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	契約年齢性別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳							
			円 男性	円 女性	円 男性	円 女性	円 男性	円 女性	円 男性							
災害入院特約(01)	2007年4月1日以前	経過12年の契約	238	196	357	364	252	406	280	336	308	441	238	126	308	182
		女性	238	364	357	357	252	399	476	378	378	462	273	0	0	273
		経過15年の契約	364	504	0	0	280	0	336	378	378	0	0	0	0	0
		女性	238	364	357	357	252	399	476	378	378	462	273	0	0	273
	2007年4月2日以降	経過12年の契約	196	238	238	238	126	0	308	308	308	308	182	0	0	182
		女性	196	364	357	357	126	0	336	378	378	378	0	0	0	0
		経過12年の契約	504	546	672	0	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	504	546	672	0	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
疾病医療特約(01)	2007年4月1日以前	経過15年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	266	266	266	266	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		経過12年の契約	266	266	266	266	294	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	266	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	2007年4月2日以降	経過18年の契約	399	189	378	378	336	0	126	0	0	0	0	0	0	0
		女性	399	189	378	378	336	0	126	0	0	0	0	0	0	0
		経過12年の契約	378	280	672	420	448	238	308	210	70	0	0	0	0	0
		女性	378	280	672	420	448	238	308	210	70	0	0	0	0	0
入院治療重点保障特約	経過15年の契約	経過15年の契約	672	420	378	378	609	273	238	168	224	210	0	0	0	0
		女性	672	420	378	378	609	273	238	168	224	210	0	0	0	0
		経過18年の契約	420	378	378	378	588	273	238	168	224	210	0	0	0	0
		女性	420	378	378	378	588	273	238	168	224	210	0	0	0	0
	経過12年の契約	経過15年の契約	378	462	378	462	399	462	462	840	1,449	1,449	3,276	6,552	6,552	6,552
		女性	378	462	378	462	399	462	462	840	1,449	1,449	3,276	6,552	6,552	6,552
		経過18年の契約	378	462	378	462	399	462	462	840	1,449	1,449	3,276	6,552	6,552	6,552
		女性	378	462	378	462	399	462	462	840	1,449	1,449	3,276	6,552	6,552	6,552
通院特約	経過15年の契約	経過15年の契約	462	462	462	462	462	462	462	609	1,092	1,092	2,604	5,313	5,313	5,313
		女性	462	462	462	462	462	462	462	609	1,092	1,092	2,604	5,313	5,313	5,313
		経過18年の契約	462	462	462	462	462	462	462	609	1,092	1,092	2,604	5,313	5,313	5,313
		女性	462	462	462	462	462	462	462	609	1,092	1,092	2,604	5,313	5,313	5,313
	経過12年の契約	経過12年の契約	434	434	434	434	392	378	448	308	476	994	1,624	3,948	5,250	5,250
		女性	434	434	434	434	392	378	448	308	476	994	1,624	3,948	5,250	5,250
		経過15年の契約	483	609	483	609	483	504	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	7,875	7,875
		女性	483	609	483	609	483	504	504	1,071	1,827	4,074	7,875	7,875	7,875	7,875
入院保障充実特約	経過12年の契約	経過12年の契約	56	28	56	28	70	14	28	0	0	0	0	0	0	0
		女性	56	28	56	28	70	14	28	0	0	0	0	0	0	0
		経過15年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
	総合医療特約	経過6年の契約	420	448	420	420	546	420	420	546	714	980	672	1,680	1,680	1,680
		女性	420	448	420	420	546	420	420	546	714	980	672	1,680	1,680	1,680
		経過9年の契約	560	588	560	560	686	560	560	686	910	840	1,232	1,638	1,638	1,638
		女性	560	588	560	560	686	560	560	686	910	840	1,232	1,638	1,638	1,638
成人病入院特約(09)	経過6年の契約	経過6年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224	224	644	644	644
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	574	630	630	630
		経過9年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	224	224	644	644	644
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	574	630	630	630
	経過6年の契約	経過6年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	238	238
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	112	112
		経過9年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	154	238	238
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	112	112	112
がん入院特約(09)	経過6年の契約	経過6年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		経過9年の契約	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0
		女性	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0	0

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込終了契約（特約が保険料払込免除となっている契約）、第2保険期間中の契約および更新後の特約は除きます。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で第1保険期間が満了となる契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約も対象とします。（ただし、3年ごと応当日および直前の3年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約または保障一括見直し特約により見直しする契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表4

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（定期保険特約等）（例示）

保険種類	対象契約	契約年齢性	(保険料(年額)について)						
			10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳
5年ごと利差配当付定期保険 定期保険団体扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険団体扱特約付 5年ごと利差配当付定期保険 5年ごと利差配当付過増定期保険 定期保険特約・保険料特別払込定期保険特約 家族定期保険特約（配偶者型） 通減定期保険特約 保険料特別払込通減定期保険特約 収入保障特約 連生定期保険特約 連生保険料特別払込定期保険特約 連生通減定期保険特約 連生保険料特別払込通減定期保険特約 介護収入保障特約・介護通減定期保険特約 介護保障定期保険特約・養育年金特約	2007年4月1日以前	経過15年の契約	男性	6.5%	6.5%	23.0%	39.5%	47.5%	47.5%
			女性	4.5%	4.5%	17.0%	31.5%	33.5%	35.5%
		経過20年の契約	男性	6.5%	23.0%	39.5%	47.5%	47.5%	47.5%
			女性	4.5%	17.0%	31.5%	33.5%	35.5%	35.5%
		2007年4月2日以後 2013年4月1日以前	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
	2013年4月2日以後	経過10年の契約	男性	4.0%	4.0%	8.0%	12.0%	20.0%	20.0%
			女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	6.0%	8.0%
		経過15年の契約	男性	16.5%	16.5%	33.0%	47.5%	53.5%	43.5%
			女性	19.5%	19.5%	32.0%	46.5%	46.5%	33.5%
		経過20年の契約	男性	16.5%	33.0%	47.5%	53.5%	43.5%	43.5%
	新介護収入保障特約 新介護通減定期保険特約 新介護保障定期保険特約	2007年4月1日以前	女性	19.5%	32.0%	46.5%	46.5%	48.5%	33.5%
			男性	24.0%	24.0%	28.0%	30.0%	36.0%	16.0%
		2007年4月2日以後 2013年4月1日以前	女性	32.0%	32.0%	32.0%	34.0%	34.0%	36.0%
			男性	4.0%	4.0%	8.0%	10.0%	16.0%	16.0%
		2013年4月2日以後	女性	2.0%	2.0%	2.0%	4.0%	4.0%	6.0%
5年ごと利差配当付特定疾病保障定期保険 5年ごと利差配当付重度慢性疾患保障保険 特定疾病保障定期保険特約 重度慢性疾患保障保険特約	2007年4月1日以前	経過15年の契約	男性	—	5.25%	11.50%	19.75%	21.75%	21.75%
			女性	—	1.25%	7.50%	13.75%	13.75%	15.75%
		経過20年の契約	男性	—	11.50%	19.75%	21.75%	21.75%	21.75%
			女性	—	7.50%	13.75%	13.75%	15.75%	15.75%
	2007年4月2日以後 2013年4月1日以前	経過10年の契約	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%
		2013年4月2日以後	男性	—	4.00%	4.00%	6.00%	8.00%	8.00%
			女性	—	0.00%	0.00%	0.00%	0.00%	2.00%

(注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。

2. 保険料(年額)とは、払込方法(回数)に応じて、月払契約の場合は12、半年払契約の場合は2および年払契約の場合は1を、それぞれ払込みいただいている保険料に乗じて計算したもの等とします。ただし、保険料(年額)の計算において特別条件特約付保険契約および新特別条件特約付保険契約の特別保険料部分は含まないものとし、保険料割引制度(保険料の高額割引制度を含みます。)が適用される契約は、保険料割引制度が適用されない契約として計算し、転換制度(保障見直し制度を含みます。)で割引対象となる保険契約は割引額がないものとして計算します。また、保険料の払込みを免除する特約を付加した保険契約については、養育年金特約を除き、保険料の払込みを免除する特約部分の保険料は含まないものとします。ここで保険料の払込みを免除する特約とは、介護保障保険料払込免除特約、保険料払込免除特約、がん保障保険料払込免除特約および保険料払込免除特約(15)を指します。

3. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
4. 契約年齢は主契約の(第1)被保険者の契約年齢とします。ただし、家族定期保険特約(配偶者型)については主契約の契約日における特約の被保険者の年齢とし、養育年金特約については主契約の契約日における保険契約者の年齢とします。
5. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。(ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。)この場合、経過年数に応じた調整を行います。
6. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
7. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表5

5年ごと利差配当契約に対する長期継続配当率表（災害・疾病特約等）（例示）

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	契約年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)	経過20年の契約	男性	円 595	円 630	円 665	円 735	円 735	円 455	円 455	
		女性	644	672	616	560	315	0	0	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2007年4月1日以前	男性	595	595	665	735	770	455	455	
		女性	560	700	672	602	630	0	0	
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	2007年4月2日以降	男性	1,190	1,190	1,260	1,400	1,540	1,540	910	
		女性	980	1,148	1,190	1,176	1,190	630	0	
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)	経過20年の契約	男性	1,050	665	0	0	0	0	0	
		女性	0	0	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2007年4月1日以前	男性	1,120	980	0	0	0	0	0	
		女性	0	0	0	0	0	0	0	
2007年4月2日以降	経過10年の契約	男性	1,330	1,330	1,470	0	0	0	0	
		女性	1,330	0	0	0	1,190	4,200	5,040	
入院初期給付特約	経過20年の契約	男性	700	350	0	0	0	0	0	
		女性	210	0	0	245	665	560	560	
入院治療重点保障特約 こども入院治療重点保障特約	経過10年の契約	男性	1,890	2,240	1,540	1,050	350	0	0	
		女性	1,400	1,190	840	1,120	1,330	2,240	1,960	
経過15年の契約	男性	1,120	1,015	630	350	0	0	0	0	
		女性	700	455	455	595	945	980	980	
通院特約 こども通院特約	経過15年の契約	男性	630	665	1,400	2,415	5,460	10,920	10,920	
		女性	770	770	1,015	1,820	4,340	8,855	8,855	
経過20年の契約	男性	595	910	1,960	3,220	8,085	10,920	10,920	10,920	
		女性	735	840	1,435	2,485	6,405	8,855	8,855	
通院特約(04) こども通院特約(04)	経過15年の契約	男性	805	840	1,785	3,045	6,790	13,125	13,125	
		女性	1,015	980	1,295	2,310	5,390	10,640	10,640	
入院保障充実特約 こども入院保障充実特約	経過10年の契約	男性	280	350	140	0	0	0	0	
		女性	140	70	0	70	140	350	280	
総合医療特約 こども総合医療特約 5年ごと利差配当付医療定期保険 5年ごと利差配当付医療終身保険	経過10年の契約	男性	980	1,106	1,106	1,274	1,540	1,232	2,240	
		女性	1,008	980	980	1,470	1,400	1,792	2,198	
成人病入院特約(09)	経過10年の契約	男性	0	0	0	0	224	224	644	
		女性	0	0	0	0	0	574	630	
がん入院特約(09)	経過10年の契約	男性	0	0	0	0	0	154	238	
		女性	0	0	0	0	0	112	112	
限定告知型医療特約	2007年4月1日以前	男性	—	—	—	—	9,450	12,292	23,744	
		女性	—	—	—	—	8,078	10,920	19,824	
2007年4月2日以降	経過10年の契約	男性	—	—	—	—	6,440	7,560	11,102	
		女性	—	—	—	—	5,782	6,636	10,430	
限定告知型入院保障充実特約		経過10年の契約	男性	—	—	—	0	0	0	
		女性	—	—	—	—	0	0	154	

- (注) 1. 次年度の契約応当日の前日における保険料払込満了契約、年金支払開始日以降の契約、払済保険、延長保険、保険料払込免除契約、更新後契約および更新後の特約は除きます。
2. 中途付加などにより、経過年数が主契約と異なる特約部分については、経過年数に応じた調整を行います。
3. 契約年齢は主契約の被保険者の契約年齢とします。
4. 次年度において経過年数が6年以上の契約で満期到来により消滅する契約および次年度において経過年数が6年以上の契約で転換により消滅する契約も対象とします。（ただし、5年ごと応当日および直前の5年ごと応当日から経過年数が1年未満で転換により消滅する契約は除きます。）この場合、経過年数に応じた調整を行います。
5. 入院治療重点保障特約およびこども入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、通院特約、こども通院特約、通院特約(04)およびこども通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、入院保障充実特約、こども入院保障充実特約および限定告知型入院保障充実特約は入院保障充実給付金額1,000円に対する配当率です。
6. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある保険種類については本人型を記載しています。
7. 長期継続配当率は2017年度からの経過年度に応じた配当率となります。
8. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の長期継続配当率についても記載しています。

別表6

死 差 益 配 当 率 表 (例 示)

(危険保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性別	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
毎期精算配当付自由保険	1969年5月以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	6,210 7,250	15,970 19,490	40,480 49,300	
新教育保険・定期付養老保険	1969年6月以降	男性 女性	— —	— —	— —	2,010 2,420	4,930 5,970	13,750 17,270	38,630 47,450	
生存給付金付終身保険・終身保険	1974年4月以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
通増年金収入保障保険	1974年5月以降	男性 女性	— —	— —	— —	1,250 1,660	2,250 3,290	6,730 10,250	20,200 29,020	
生存給付金付通増年金収入保障保険	1976年3月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
定期保険・新生存給付定期保険特約	1976年3月2日以降	男性 女性	— —	— —	— —	1,250 1,090	2,250 1,700	6,730 5,780	20,200 17,060	
連生終身保険・定期保険特約	1981年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
家族定期保険特約(配偶者型)	1981年4月2日以降	男性 女性	— —	— —	300 420	760 580	1,600 830	5,090 3,110	16,740 10,560	
家族定期保険特約(子型)	1985年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
増加養老保険・増加養老保険特約	1985年4月2日以降	男性 女性	— —	— —	140 210	450 360	1,570 480	4,060 1,860	13,560 7,520	
増加終身保険・増加生存保険	1990年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
養老保険特約・終身保険特約	1990年4月2日以降	男性 女性	— —	550 140	130 200	390 230	1,400 350	3,220 1,330	9,770 5,910	
保険料特別払込定期保険特約	1996年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
生存給付金付定期保険特約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性 女性	50 40	500 70	110 70	280 180	770 350	3,220 1,210	8,500 4,280	
連生定期保険特約	1996年4月2日以降 以降の保険年齢 方式の契約	男性 女性	50 40	500 70	110 70	280 180	770 350	3,220 1,210	8,500 4,280	
連生保険料特別払込定期保険特約	配当回数4回目以降 9回目以内	男性 女性	50 40	500 70	220 130	280 190	770 430	3,220 1,210	8,500 4,280	
増加連生終身保険・増加連生存保険	配当回数3回目以内	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
連生終身保険特約・通減定期保険特約	2007年4月2日以降 2018年5月31日以前 の満年齢方式の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	
連生保険料特別払込通減定期保険特約	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	680 190	1,350 320	5,620 1,460	
定期保険集団扱約付定期保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性 女性	— —	— —	— —	— —	680 190	1,350 320	5,620 1,460	
一時払退職後終身保険	配当回数3回目以内	男性 女性	— —	— —	— —	— —	680 260	1,350 320	5,620 1,460	
一時払退職後終身保険定期保険特約	2018年6月1日以降の 満年齢方式の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	0 0	0 0	0 0	
個人年金保険・新個人年金保険	1994年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	70 0	640 160	2,150 1,210	6,470 5,350	
変額保険(有期型)	1994年4月2日以降	男性 女性	— —	— —	— —	— —	70 0	470 100	1,310 680	2,680 3,740
変額保険(終身型)	1996年4月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	0 0	70 0	140 100	1,310 560	1,410 2,110
祝金付特別終身保険	1996年4月2日以降の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —
特定疾病保障終身保険	1974年4月以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	38,630 47,450
特定疾病保障定期保険	1974年5月以降	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	20,200
特定疾病保障終身保険特約	1976年3月1日以前の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	29,020
特定疾病保障定期保険特約	1976年3月2日以降の契約	男性 女性	— —	— —	— —	— —	— —	— —	— —	20,200
	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性 女性	— —	240 40	150 140	340 390	1,040 1,050	2,210 1,020	7,750 3,720	
重度慢性疾患保障保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性 女性	— —	240 40	150 140	340 390	1,040 1,050	2,210 1,020	7,750 4,070	
重度慢性疾患保障保険特約	配当回数3回目以内	男性 女性	— —	240 60	160 160	350 240	1,040 630	2,210 1,280	7,750 4,070	
	配当回数10回目以降 または更新後契約	男性 女性	— —	250 50	150 110	300 120	910 240	2,060 1,020	6,860 3,150	
重度慢性疾患保障保険	配当回数4回目以降 9回目以内	男性 女性	— —	250 50	150 110	300 120	910 250	2,060 1,040	6,860 3,420	
重度慢性疾患保障保険特約	配当回数3回目以内	男性 女性	— —	250 60	160 130	310 200	910 450	2,060 1,040	6,860 3,420	
介護収入保障特約		男性	—	500	100	290	870	3,610	9,320	
新介護収入保障特約		女性	—	70	70	170	370	1,300	5,090	

死差益配当率表（例示）（続き）

- (注) 1. 到達年齢とは、前年度の契約応当日における被保険者の年齢です。ただし、定期保険集団扱特約付定期保険、一時払退職後終身保険、一時払退職後終身保険定期保険特約ならびに1985年4月2日以降契約の増加養老保険、増加養老保険特約、増加終身保険、増加生存保険、増加連生終身保険および増加連生存保険は当年度の契約応当日における被保険者の年齢です。
2. 新教育保険については契約者、連生終身保険、連生定期保険特約、連生保険料特別払込定期保険特約、連生遞減定期保険特約、連生保険料特別払込遞減定期保険特約、増加連生終身保険、増加連生存保険および連生終身保険特約については第2被保険者の到達年齢および性に応じた死差益配当率を加算します。
3. 1996年4月2日以降1999年4月1日以前の転換特約付保険契約については、予定死亡率の水準に応じた率とします。
4. 一時払退職後終身保険および一時払退職後終身保険定期保険特約の1987年3月以前の契約については、1981年4月2日以降1985年4月1日以前の契約の率を使用します。
5. 更新後契約には、更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。
6. 変額保険（有期型）または変額保険（終身型）の払済保険および延長保険については、それぞれ契約時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
7. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)または新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）の定期払済年金保険および目標到達時定期年金保険移行特約に定めるところにより移行した定期年金保険については、契約時期、定期払済年金保険への変更時期、定期年金保険への移行時期、配当回数、到達年齢および性に応じた死差益配当率を適用します。
8. 保証期間付終身年金保険、個人年金保険(93)、年金支払開始日以降の契約、1995年9月1日以降の保険料一時払契約の毎期精算配当付自由保険（配当金により保険金を買い増す場合の買増部分を含みます。）および1998年7月2日以降の保険料一時払契約の新個人年金保険の死差益配当率は0とします。
9. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(08)および新最低保証付変額個人年金保険（一時払い）（定期払済年金保険を除きます。）ならびに最低保証付変額個人年金保険（一時払い）(16)の死差益配当は0円とします。
10. 新特別条件特約付保険契約の場合、死差益配当率を乗じる危険保険金は本特約を付加していない契約と同じものとします。

別表7

費 差 益 配 当 率 表

1. 保険料払込中

(保険金 100万円について)

保 険 種 類	対 象 契 約	基 本 部 分	定 期 部 分
毎期精算配当付自由保険	1974年 4月以前 保険金50万円以上の契約 保険金50万円未満の契約	円 1,650 2,650	円 — —
	1974年 5月以降 1981年 4月 1日以前	1,650	—
	1981年 4月 2日以降 1985年 4月 1日以前	1,000	—
	1985年 4月 2日以降 1990年 4月 1日以前	600	—
	1990年 4月 2日以降 1993年 4月 1日以前	250	—
	1993年 4月 2日以降 1999年 4月 1日以前	50	—
	1999年 4月 2日以降	0	—
	1993年 4月 1日以前	50	200
	1993年 4月 2日以降 1999年 4月 1日以前	50	0
定期付養老保険	1999年 4月 2日以降	0	0
	1970年11月 9日以前	1,650	1,600
	1970年11月10日以降 1981年 4月 1日以前	1,650	1,100
	1981年 4月 2日以降	1,000	950
祝金付特別終身保険		1,650	1,100
生存給付金付終身保険	1981年 4月 1日以前	1,900	1,100
	1981年 4月 2日以降	1,000	950
終身保険	1985年 4月 1日以前	1,000	—
	1985年 4月 2日以降 1990年 4月 1日以前	600	—
	1990年 4月 2日以降 1993年 4月 1日以前	250	—
	1993年 4月 2日以降 1999年 4月 1日以前	50	—
	1999年 4月 2日以降	0	—
	遞増年金収入保障保険	1,650	1,100

費差益配当率表(続き)

(保険金100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
生存給付金付遞増年金収入保障保険	1981年4月1日以前	円 1,900	円 1,100
	1981年4月2日以降		
	1985年4月1日以前	1,000	950
	1985年4月2日以降		
	1990年4月1日以前	600	550
	1990年4月2日以降	250	200
定期保険	1981年4月1日以前	—	1,100
	1981年4月2日以降		
	1985年4月1日以前	—	950
	1985年4月2日以降		
	1990年4月1日以前	—	550
	1990年4月2日以降		
定期保険集団扱特約付定期保険	1993年4月1日以前	—	200
	1993年4月2日以降	—	0
連生終身保険	1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降		
	1999年4月1日以前	50	—
特定疾病保障終身保険	1999年4月1日以前	0	—
	1999年4月2日以降	—	
	特定疾病保障定期保険	—	0
重度慢性疾患保障保険	1999年4月1日以前	—	0
	1999年4月2日以降	—	0
変額保険(有期型)	1994年4月1日以前	600	—
	1994年4月2日以降	50	—
変額保険(終身型)	1994年4月1日以前	600	—
	1994年4月2日以降	50	—
個人年金保険	1990年4月1日以前	—	1,000
	1990年4月2日以降		
新個人年金保険	1993年4月1日以前	—	600
	1993年4月2日以降		
	1999年4月1日以前	—	250
	1999年4月2日以降		
	1999年4月1日以前	—	50
個人年金保険(93)	1999年4月2日以降	—	0
	1999年4月1日以前	—	50
	1999年4月2日以降	—	0

費差益配当率表(続き)

(保険金100万円について)

保険種類	対象契約	基本部分	定期部分
定期保険特約	1981年4月1日以前	円 —	円 1,100
	1981年4月2日以降	—	950
	1985年4月1日以前	—	550
	1985年4月2日以降	—	550
	1990年4月1日以前	—	200
	1990年4月2日以降	—	0
	1993年4月1日以前	—	200
家族定期保険特約(配偶者型) 家族定期保険特約(子型)	1990年4月1日以前	—	550
	1990年4月2日以降	—	0
	1993年4月1日以前	—	200
	1993年4月2日以降	—	0
養老保険特約	1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降	—	—
	1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降	50	—
	1999年4月1日以前	0	—
終身保険特約	1990年4月1日以前	600	—
	1990年4月2日以降	—	—
	1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降	50	—
	1999年4月1日以前	0	—
生存給付金付定期保険特約	1993年4月1日以前	50	200
	1993年4月2日以降	—	—
	1999年4月1日以前	50	0
	1999年4月2日以降	0	0
新生存給付金付定期保険特約		0	0
連生定期保険特約	1993年4月1日以前	—	200
	1993年4月2日以降	—	0
連生終身保険特約	1993年4月1日以前	250	—
	1993年4月2日以降	—	—
	1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
遞減定期保険特約	1993年4月1日以前	—	200
	1993年4月2日以降	—	0
連生遞減定期保険特約		—	0
特定疾病保障終身保険特約	1999年4月1日以前	50	—
	1999年4月2日以降	0	—
特定疾病保障定期保険特約		—	0
重度慢性疾患保障保険特約		—	0
収入保障特約		—	0
介護収入保障特約		—	0
新介護収入保障特約		—	0

費差益配当率表(続き)

2. 保険料払済後

1981年4月1日以前契約	定期部分100万円について、1,000円
1981年4月2日以降契約	0円

3. 保険料払込中の配当回数4回目以降の契約または更新後契約(更新後の定期保険特約等および更新時に他の特約から変更後の定期保険特約等を含みます。以下同じ)については、次の金額を加算します。

- (1)契約ごとに配当回数5回目ごとに保険金額2000万円超の部分の保険金100万円について300円
- (2)契約ごとの保険金額が3000万円以上5000万円未満の場合は保険金100万円について50円、保険金額が5000万円以上の場合は保険金100万円について100円

(注) 1. 配当回数1回目の契約の費差益配当率は0とします。ただし、更新後契約は除きます。
2. 最低保証付変額保険、変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付一時払変額個人年金保険(08)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(08)、新最低保証付変額個人年金保険(一時払い)、最低保証付変額個人年金保険(一時払い)(16)および目標到達時定額年金保険移行特約に定めるところにより移行した定額年金保険の費差益配当は0円とします。

別表8

災害・疾病特約配当率表(例示)

(特約保険金 100万円について)

保険種類	対象契約	配当率	
		男性	女性
傷害特約	1983年4月1日以前	円 200	円 350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0
災害保障特約	1976年3月1日以前	1,280	1,650
	1976年3月2日以降	480	850
年金災害保障特約		1,280	1,650
交通災害保障特約	1976年3月1日以前	930	1,110
	1976年3月2日以降	330	510
家族災害保障特約	1976年3月1日以前	1,490	—
	1976年3月2日以降	570	—
災害死亡割増支払特約		400	550
災害倍額保障・定期保険特約	災害死亡割増支払特約相当部分	300	450
	災害割増特約相当部分	200	350
災害割増特約	1983年4月1日以前	200	350
	1983年4月2日以降 1990年4月1日以前	100	150
	1990年4月2日以降 2001年4月1日以前	50	50
	2001年4月2日以降	0	0
がん診断特約		0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保 險 種 類	配 當 率	
	男 性	女 性
災害入院特約	円 275	円 500
手術給付金付疾病入院保障特約	0	0
疾病医療特約	0	0
成人病特約	0	0
成人病医療特約	0	0
新成人病医療特約(87)	0	0
成人病医療特約(01)	0	0
女性疾病医療特約	—	0
女性疾病医療特約(01)	—	0
傷害損傷特約	0	0
傷害損傷特約(04)	0	0
先進医療特約	0	0
入院保障充実特約(09)	0	0
こども入院保障充実特約(09)	0	0
女性疾病入院特約(09)	—	0
新先進医療特約	0	0
がん薬物治療特約	0	0

災害・疾病特約配当率表(例示)(続き)

(入院給付日額 1,000円について)

保険種類	対象契約	到達年齢性	10歳	20歳	30歳	40歳	50歳	60歳	70歳	
			円	円	円	円	円	円	円	
新災害入院特約(87) 新こども災害入院特約(87)		男性	—	450	450	450	450	450	450	
		女性	—	630	630	630	630	630	630	
災害入院特約(01) こども災害入院特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	450	450	450	450	450	450	
	女性	—	630	630	630	630	630	630		
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	225	225	225	225	225	225	225	
	女性	180	180	180	180	180	180	180		
	2007年4月2日以降	男性	225	225	225	255	285	300	225	
	女性	180	210	315	285	210	240	0		
新疾病医療特約(87) 新こども疾病医療特約(87)		男性	—	780	760	580	0	0	0	
		女性	—	600	0	0	0	0	0	
疾病医療特約(01) こども疾病医療特約(01)	2001年4月1日以前	男性	—	800	780	600	0	0	0	
	女性	—	600	0	0	0	0	0		
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	480	300	280	100	0	0	0	
	女性	530	100	0	0	0	0	0		
	2007年4月2日以降	男性	210	160	180	210	0	0	0	
	女性	240	80	0	0	110	270	740		
通院特約 こども通院特約	2001年4月1日以前	男性	—	230	220	410	770	1,550	3,020	
	女性	—	280	260	320	610	1,280	2,490		
	2001年4月2日以降 2007年4月1日以前	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870	
	女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340		
	2007年4月2日以降	男性	340	180	170	360	670	1,400	2,870	
	女性	290	230	210	270	510	1,130	2,340		
通院特約(04)	2007年4月1日以前	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470	
	女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840		
	2007年4月2日以降	男性	460	230	230	470	850	1,750	3,470	
	女性	400	310	270	350	640	1,400	2,840		
入院初期給付特約		男性	—	180	180	70	0	0	0	
		女性	—	90	0	0	50	120	170	
入院治療重点保障特約	2007年4月1日以前	男性	210	310	300	190	110	0	0	
	女性	200	210	140	130	160	250	300		
	2007年4月2日以降	男性	210	310	300	190	110	0	0	
	女性	200	210	140	130	160	250	300		
入院保障充実特約		男性	20	50	50	10	0	0	0	
		女性	20	20	0	0	10	30	40	
総合医療特約 こども総合医療特約	2018年8月1日以前	男性	100	130	170	170	330	340	790	
	女性	100	190	100	290	290	430	710		
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0	
	女性	0	0	0	0	0	0	0		
成人病入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	190	360	
	女性	0	0	0	50	0	220	320		
がん入院特約(09)	2018年8月1日以前	男性	0	0	0	0	0	50	130	
	女性	0	0	0	0	0	0	50		
	2018年8月2日以降	男性	0	0	0	0	0	0	0	
	女性	0	0	0	0	0	0	0		

- (注) 1. 災害入院特約、新災害入院特約(87)、新こども災害入院特約(87)、災害入院特約(01)およびこども災害入院特約(01)は入院給付日額1,500円に対する配当率です。
2. 通院特約、こども通院特約および通院特約(04)は通院給付日額1,000円に対する配当率、傷害損傷特約および傷害損傷特約(04)は運動器損傷給付金額1万円に対する配当率、入院治療重点保障特約は基本給付金額1,000円に対する配当率、先進医療特約および新先進医療特約は1件に対する配当率、入院保障充実特約、入院保障充実特約(09)およびこども入院保障充実特約(09)は入院保障充実給付金額1,000円、がん薬物治療特約はがん薬物治療給付金額1万円に対する配当率です。
3. 到達年齢は主契約の被保険者の到達年齢です。
4. 本人型・本人妻子型・本人妻型・本人子型の型のある特約種類については本人型を記載しています。
5. 2018年度決算に基づく割当ての対象とならない契約年度の契約の災害・疾病特約配当率についても記載しています。

別表9

団体保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、7%から97%まで
総合福祉団体定期保険	団体の被保険者数などに応じて、14%から98.7%まで
団体信用生命保険 消費者信用団体生命保険	団体の被保険者数に応じて、10%から97%まで
団体3大疾病保障保険	団体の被保険者数に応じて、10%から60%まで

(注) 1. 配当率を乗じる死差益には、(総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分を含みません。

2. (総合福祉) 団体定期保険年金払特約部分については、年金受取人ごとに責任準備金×利差益配当率(別表1)とします。
(この金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 団体信用生命保険3大疾病保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・3大疾病部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
4. 団体信用生命保険契約に特約を複数付加した場合の特則(高度障害保険金不担保特約・3大疾病保障特約・身体障害保障特約・介護保障特約)が付加されている契約の死亡・3大疾病・身体障害・介護部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。
5. 団体信用生命保険がん保障特約が付加されている契約の死亡・高度障害・がん部分については、団体の被保険者数に応じて、6%から85%までの率とします。

別表10

団体年金保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
企業年金保険 新企業年金保険・新企業年金保険(02) 厚生年金基金保険・厚生年金基金保険(02) 国民年金基金保険 確定給付企業年金保険(02)	予定利率0.75%または1.25%に対する責任準備金に対して、0.06% 上記以外は、0%
拠出型企業年金保険(02)	予定利率0.75%に対する責任準備金に対して、0.57% 予定利率1.25%に対する責任準備金に対して、0.07% 上記以外は、0%

(注) 1. 責任準備金には、新単位口別利率設定特約(I型)部分の責任準備金を含みません。

2. 企業年金保険については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、企業年金保険と拠出型企業年金保険(02)との付加保険料の差額に対する調整を行います。(この調整後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
3. 新企業年金保険および新企業年金保険(02)については、責任準備金に上記の配当率を乗じた金額に、生存損益を加えます。
(この加えた後の金額がマイナスとなる場合は0円とします。)
4. 遺族年金特約が付加されている契約については、本表により計算した金額に死差益×遺族年金特約配当率を加えます。ここで、この配当率は団体の被保険者数に応じて、50%から95%までとします。

別表11

医療保障保険に対する配当率表

保 険 種 類	配 当 率
医療保障保険(個人型)	①被保険者の年齢に応じて、死亡保険金100万円について3,730円まで ②被保険者の年齢および性に応じて、入院給付日額1,000円について550円から800円まで
医療保障保険(団体型)	団体の被保険者数に応じて、25%から70%まで

総代選出細則一部変更の件

(下線部は変更箇所)

現 行	変 更 案	変 更 の 理 由
<p>第18条 <u>総代候補者選考委員会における総代候補者の選定は、選考委員の3分2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。</u></p> <p>② 可否同数のときは、議長がこれを決する。</p>	<p>第18条 <u>総代候補者選考委員会の決議は、選考委員の3分2以上が出席し、出席選考委員の過半数の同意をもってこれを決する。</u></p> <p>② 可否同数のときは、議長がこれを決する。</p>	総代候補者選考に関する必要となる事項についても決議の対象であることを明確にします。
<p>第19条 <u>総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱する。</u></p>	<p>第19条 <u>総代候補者選考委員会の議長は、定款第21条第2項に定める推薦公告に対する社員の投票の管理に関する事務を行わせるため、投票する権利のある社員の中から若干名の投票管理委員を委嘱することができる。</u></p>	投票管理委員について「委嘱することができる。」に変更します。
<p>第20条 <u>定款第21条第2項に定める投票については、総代候補者選考委員会が指定する所定の投票紙を使用し、その有効、無効は、投票管理委員の意見に基づき、総代候補者選考委員会の議長がこれを判定する。</u></p>	<p>第20条 <u>定款第21条第2項に定める投票については、総代候補者選考委員会の定めに従い、投票紙または電磁的方法によりこれを行う。</u></p> <p>② <u>前項にかかる投票については、総代候補者選考委員会がその結果の確認方法を定める。</u></p>	投票について電磁的方法を規定します。
<p>第21条 <u>定款第21条第2項に定める投票にかかる点検済の投票紙は、総代候補者選考委員会の議長および投票管理委員がこれを封緘し、4年間当会社に保存する。</u></p>	<p>第21条 <u>定款第21条第2項に定める投票にかかる社員の投票の記録の保存方法は、総代候補者選考委員会が定める。</u></p>	信任投票の投票結果の確認方法を総代候補者選考委員会が定めることを規定します。
<p>第22条 <u>選挙日または第18条の規定による選定以後就任日の前日までの間に、推薦公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第3項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</u></p>	<p>第22条 <u>選挙日または総代候補者選考委員会における総代候補者の決定以後就任日の前日までの間に、推薦公告に対する投票の結果以外の事由により、定款第21条第3項に規定する員数に不足を生じた場合、その再選出は行わないことができる。</u></p>	第18条の変更に伴い変更します。

保険業法第49条により準用する会社法第318条の規定に基づき、上記の議事の経過の要領及びその結果を明確にするため、本議事録を作成した。

2019年7月2日

議事録作成者 取締役 橋本雅博

以上